

# 公 告

次のとおり公募型プロポーザルに付すこととしたので公告する。

令和2年8月26日

一般社団法人 佐久市振興公社  
理事長 柳田清二

## 1 業務内容

### (1) 業務名

(仮称) 公社ビル建設事業

### (2) 業務の仕様等

「(仮称) 公社ビル建設事業設計・施工公募型プロポーザル実施要領」(以下、実施要領という。)及び「設計仕様書」による。

### (3) 履行期間

契約の締結の日から令和5年3月31日までの間

### (4) 履行場所

長野県佐久市取出町183番地外

## 2 公募型プロポーザルの参加資格

### (1) 事業者の構成

ア 事業者の構成は、代表企業と市内企業からなる設計・施工共同企業体(以下「JV」という。)とする。

イ 代表企業は事業全体の提案から契約、設計、施工、引渡し業務等の代表としての役割を果たすこととする。

ウ JV構成員は、他のJVの構成員となることは出来ない。

エ 提案書提出以降のJV構成員の変更及び追加は認めない。

### (2) 事業者の資格要件

ア 「設計業務」にあたるものは、

- ① 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- ② 代表企業が、過去10年以内に延べ床面積2,000㎡以上の実施設計を元請として履行した実績があること。
- ③ 技術提案提出日以前3ヵ月以上の恒常的な雇用関係にある一級建築士を管理技術者として配置できること。

イ 「施工業務」にあたるものは、

- ① 建築業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 3 条第 1 項の規定により、建築一式工事につき特定建設業の許可を受けていること。
- ② 代表企業が、過去 10 年以内に延べ床面積 2,000 m<sup>2</sup>以上の国または地方公共団体、一般社団法人等の発注した施設 (PPP/PFI 事業も含む) の施工を元請として履行した実績があること。
- ③ 令和 2 年度、佐久市指名競争入札参加資格者名簿の「建築一式工事」に登録されており、A ランクの者であること。
- ④ 配置技術者は、建設業法第 26 条に規定する主任技術者または監理技術者を配置できること。また、配置技術者は技術提案提出日以前 3 ヶ月以上の恒常的な雇用関係にあること。

(3) JV の構成員が満たす要件

参加意向表明書提出時に、JV の構成員は①から⑧の全ての要件を満たすものとする。

- ① 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。
- ② 長野県及び佐久市の指名停止措置を受けていない者であること。
- ③ 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) または旧会社更生法 (昭和 27 年法律第 172 号) に基づく更生手続きの開始がされていないこと。
- ④ 民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- ⑤ 手形交換所において取引停止処分、主要取引先から取引停止などの事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- ⑥ 佐久市暴力団排除条例 (平成 24 年佐久市条例第 1 号) 第 2 条各号に定める暴力団員または暴力団関係者と不適切な関係を有すると認められる者でないこと。
- ⑦ 破産法 (平成 16 年法律第 75 号) 第 18 条若しくは第 19 条の規定による破産手続開始の申立てがなされている者または同法附則第 2 条の規定による廃止前の破産法 (大正 11 年法律第 71 号) 第 132 条若しくは第 133 条の規定による破産の申立てがなされている者でないこと。
- ⑧ 最近 1 年間の国税、都道府県税、市町村税を滞納している者でないこと。

### 3 公募型プロポーザル手続等

(1) 実施要領等交付場所、交付期間及び入手方法

ア 交付場所

一般社団法人 佐久市振興公社 総務課

〒385-0043 長野県佐久市取出町 183 番地

電話 0267-62-0214 FAX 0267-62-6542

ホームページ <http://www.shinkou-saku.or.jp/>

メールアドレス [info@shinkou-saku.or.jp](mailto:info@shinkou-saku.or.jp)

イ 交付期間

令和2年8月26日（水）から9月2日（水）までの9時から17時までの間、随時交付する。（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律〔昭和23年法律第178号〕に規定する休日を除く。）

ウ 入手方法

上記の場所で直接受け取る、または佐久市振興公社ホームページに掲載しているデータのダウンロードのいずれかの方法による。

(2) 第1次審査に掛かる必要書類（参加表明書等）の提出方法等

ア 本件公募型プロポーザルに参加を希望する者は、実施要領により明記されている第1次審査に必要な書類を提出し、審査を受けなければならない。審査の結果、第1次審査に適合した者に限り、第2次審査に参加することができる。

イ 提出先

上記（1）アの場所

ウ 提出期間

令和2年9月10日（木）9時から9月18日（金）17時まで

エ 提出方法

持参または郵送（一般・簡易書留または特定記録に限る。）により、上記ウの期限までに必着とすることとする。

(3) 第2次審査に掛かる必要書類（技術提案書等）の提出方法等

ア 提出先

上記（1）アの場所

イ 提出期限

令和2年10月5日（月）9時から10月19日（月）17時まで

ウ 提出方法

持参または郵送（一般・簡易書留または特定記録に限る。）により、上記イの期限までに必着とすることとする。

#### 4 最優秀提案者の決定

(1) 審査方法

提案書及び提案書に係るプレゼンテーション内容を基に、あらかじめ定めた評価要領に従い、(仮称) 公社ビル建設事業公募型プロポーザル審査委員会が審査し、最優秀提案者等を決定する。

(2) 結果の通知

令和2年11月中旬までに、各応募者に文書で通知する。

## 5 その他

### (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

提出書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨並びに日本国の標準時及び計量法（平成4年法第51号）に定める単位に限る

### (2) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、佐久市財務規則（平成17年4月1日規則第39号）第124条第3項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

### (3) 契約書作成の有無

有

## 6 問い合わせ先

一般社団法人 佐久市振興公社 総務課

〒385-0043 長野県佐久市取出町183番地

電話 0267-62-0214 FAX 0267-62-6542

メールアドレス info@shinkou-saku.or.jp